

# 会津若松市歴史的風致維持向上計画（案）に対するご意見をお寄せください

## ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

本市には数多くの歴史的資産があり、史跡若松城跡を核とした周辺地域には、城下町の歴史を感じさせるまちなみやカギ型街路、寺社、商家などが点在しています。また、会津の先人に感謝するためのまつりや初市等が行われております。さらには、酒造りや醤油造りをはじめとする醸造文化や、会津漆器に代表される伝統産業等の手仕事の文化が息づいており、市内各地に歴史的価値の高い木造商家や土蔵などが数多く残されています。

しかしながら、近年では社会環境の変化や少子高齢化による人口減少などの影響もあり、良好な歴史的風致を形成してきた歴史的建造物の維持が困難となっており、建物の老朽化や空き家、空き地が増加するなど、旧城下町の良好なまちなみ景観が失われつつある状況です。また、祭礼や伝統産業の担い手不足など、長年受け継がれてきた本市を代表する伝統行事や伝統技術の継承が大きな課題となっており、地域固有の歴史的風致が失われることが危惧されています。

このたび、本市の現状と課題を踏まえ、本計画をもとに、地域に残る歴史的・文化的資源を見つめ直し、これら先人から受け継いだ貴重な財産の魅力を高めて次代へ継承するため、歴史・文化を活かしたまちづくりを進める指針となる「会津若松市歴史的風致維持向上計画(案)」を作成しましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。ご意見のある方は、下記によりご提出ください。

## 記

### 1 募集期間

令和5年2月15日(水)から令和5年3月17日(金)まで(当日消印有効)

### 2 意見を提出できる方

- (1)市の区域内に住所を有する方
- (2)市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3)市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4)市の区域内にある学校に在学する方

### 3 意見の提出方法

別紙「会津若松市歴史的風致維持向上計画(案)に対する意見書」に氏名、住所、電話番号等を明記し、直接持参いただくか、郵送・FAX・電子メールにより下記都市計画課へ提出してください。

<提出先>

- ・郵 送:〒965-8601 ※住所不要 会津若松市都市計画課 宛て
- ・FAX:0242-39-1450
- ・電子メール:toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらからご連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

- ・提出していただいた意見書等の書面はお返ししませんのでご了承ください。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見については、氏名等の個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります(氏名など個人情報が公表されることはありません)。

#### 4 閲覧場所

計画(案)は、都市計画課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市のホームページ(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>)で見ることができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	都市計画課	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
2	市政情報コーナー	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	休館日を除く平日・土曜(午前9時～午後7時) 日曜・祝日(午前9時～午後6時)

※市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおりませんので、計画(案)に対するお問い合わせは、下記、都市計画課までお願いします。

問い合わせ先:会津若松市都市計画課(電話0242-39-1261)